

特定排出機器規定要綱

(目的)

第1条 この要綱は、京都市地球温暖化対策条例施行規則（以下「規則」という。）第11条の規定に基づき、エネルギー消費効率に関する情報について書面に表示する事項に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、京都市地球温暖化対策条例及び規則で使用する用語の例による。

(特定排出機器)

第3条 規則第10条第1号に規定するエアコンディショナーは、直吹き形で壁掛け型のものをいう。

(エネルギー消費効率に関する情報)

第4条 規則第11条に規定する別に定める事項は、次に掲げるものとする。

(1) 多段階評価（規則第10条に掲げる特定排出機器ごとに、次に掲げるものとする。）

ア エアコンディショナーについては、エネルギー消費機器の小売の事業を行う者その他その事業活動を通じて一般消費者が行うエネルギーの使用の合理化につき協力を行うことができる事業者が取り組むべき措置（平成18年8月18日経済産業省告示第258号制定（以降の一部改正を含む。）。以下「取り組むべき措置」という。）1－3に定める多段階評価基準による表示をいう。

イ 照明器具については、取り組むべき措置2－3に定める多段階評価基準による表示をいう。

ウ テレビジョン受信機については、取り組むべき措置3－3に定める多段階評価基準による表示をいう。

エ 電気冷蔵庫については、取り組むべき措置7－3に定める多段階評価基準による表示をいう。

オ 電気便座については、取り組むべき措置13－3に定める多段階評価基準による表示をいう。

(2) 省エネルギーラベル（日本工業規格C9901に定めるものをいう。）

(3) 当該特定排出機器の製造の事業を行う者（法第144条第1項に定めるものをいう。）の名称

(4) 特定排出機器の種類ごとの名称

(5) 1年間使用した場合の目安電気料金（規則第10条に掲げる特定排出機器ごとに、次に掲げるものとする。）

ア エアコンディショナーについては、取り組むべき措置 1－4 の方法により算出した ものを有効数字 3 桁（ただし、10 円未満の端数があるときは、これを四捨五入したもの。）で表したものとする。ただし、表示に当たっては、取り組むべき措置 1－5 の注意事項をあわせて情報提供することとする。

イ 照明器具については、取り組むべき措置 2－4 の方法により算出したものを有効数字 3 桁（ただし、10 円未満の端数があるときは、これを四捨五入したもの。）で表したものとする。ただし、表示に当たっては、取り組むべき措置 2－5 の注意事項をあわせて情報提供することとする。

ウ テレビジョン受信機については、取り組むべき措置 3－4 の方法により算出したものを有効数字 3 桁（ただし、10 円未満の端数があるときは、これを四捨五入したもの。）で表したものとする。ただし、表示に当たっては、取り組むべき措置 3－5 の注意事項をあわせて情報提供することとする。

エ 電気冷蔵庫については、取り組むべき措置 7－4 の方法により算出したものを有効 数字 3 桁（ただし、10 円未満の端数があるときは、これを四捨五入したもの。）で表したものとする。ただし、表示に当たっては、取り組むべき措置 7－5 の注意事項をあわせて情報提供することとする。

オ 電気便座については、取り組むべき措置 13－4 の方法により算出したものを有効数字 3 桁（ただし、10 円未満の端数があるときは、これを四捨五入したもの。）で表したものとする。ただし、表示に当たっては、取り組むべき措置 13－5 の注意事項をあわせて情報提供することとする。

2 前項第 1 号、第 2 号及び第 5 号に規定する事項を表示した書面の標準様式は、取り組むべき措置 1－2(4)、2－2(4)、3－2(4)、7－2(4)及び 13－2(4)に定める様式とする。

附 則（平成 22 年 4 月 1 日改正）

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から実施する。

附 則（平成 23 年 3 月 31 日改正）

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から実施する。

附 則（令和 2 年 3 月 31 日改正）

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から実施する。